

第7期羽島市障害福祉計画
第3期羽島市障害児福祉計画
令和6年度～令和8年度

令和6年3月

羽 島 市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 障害者計画と 障害福祉計画・障害児福祉計画の関係.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進.....	6
第2章 基本指針の概要.....	7
1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けた国の基本指針.....	7
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方.....	12
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方.....	15
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方.....	18
第3章 成果目標.....	23
1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における成果目標と実績.....	23
2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における成果目標.....	35
第4章 障害福祉サービス提供の見込み量と確保の方策.....	46
1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系.....	46
第5章 地域生活支援事業の見込み量と 確保の方策.....	57
1 必須事業.....	57
2 任意事業.....	62
第6章 障害児福祉サービス提供の見込み量と確保の方策.....	64
1 障害児通所支援（児童福祉法に基づくサービス）.....	64
2 障害児相談支援（利用援助・モニタリング）.....	65
3 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制.....	66
第7章 計画推進体制.....	68
1 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進.....	68
2 関係機関等の連携.....	68
3 計画の評価・進捗管理.....	69

1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある方の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とした指針が示されました。

羽島市（以下「本市」という）では、「障害者計画」や「障害福祉計画」の策定を通じて、障害福祉の推進を図り、平成30年3月に「羽島市障害者計画」、令和3年3月に「第6期羽島市障害福祉計画 第2期羽島市障害児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んできました。

このたび「第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、次期計画である「第7期羽島市障害福祉計画・第3期羽島市障害児福祉計画」を策定し、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

※障害の表記に関して

「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後文脈から人や人の状況を表す場合は「障がい」としてはいますが、ひらがな表記とすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されたりする恐れがある言葉、具体的には、以下の場合について「障害」と表記しています。

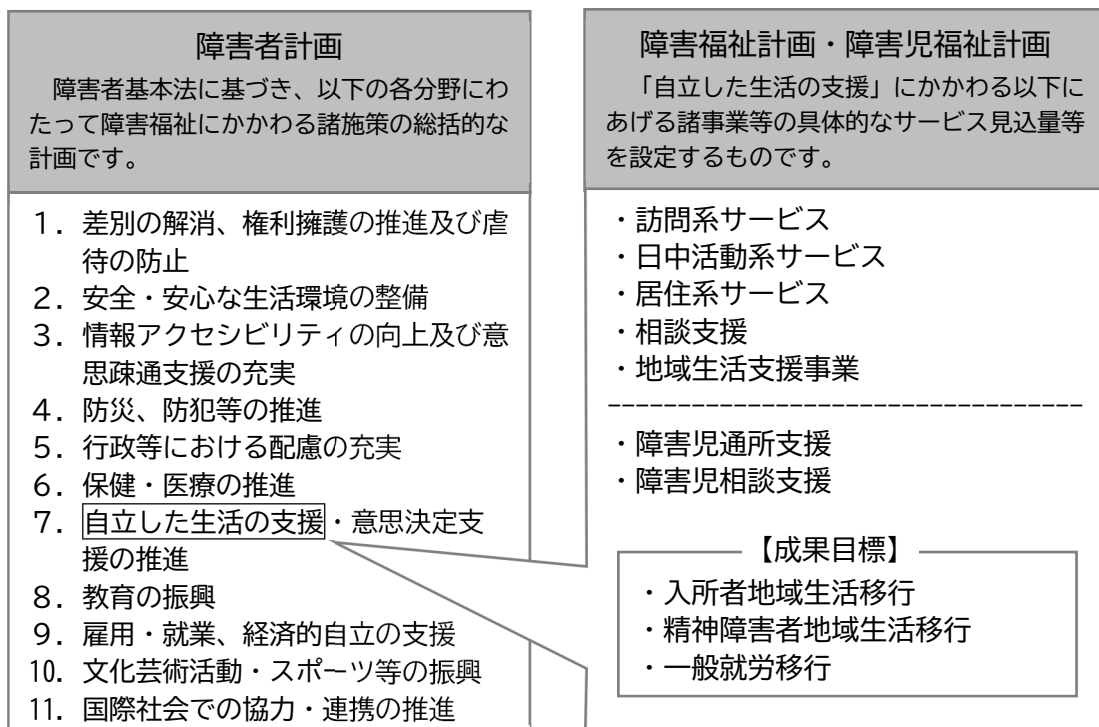
- ①法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知等の名称、法律・条例等で使用されている用語、関係団体の名称、関係機関の名称
- ②人の状態を表すものでない言葉

2 障害者計画と 障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

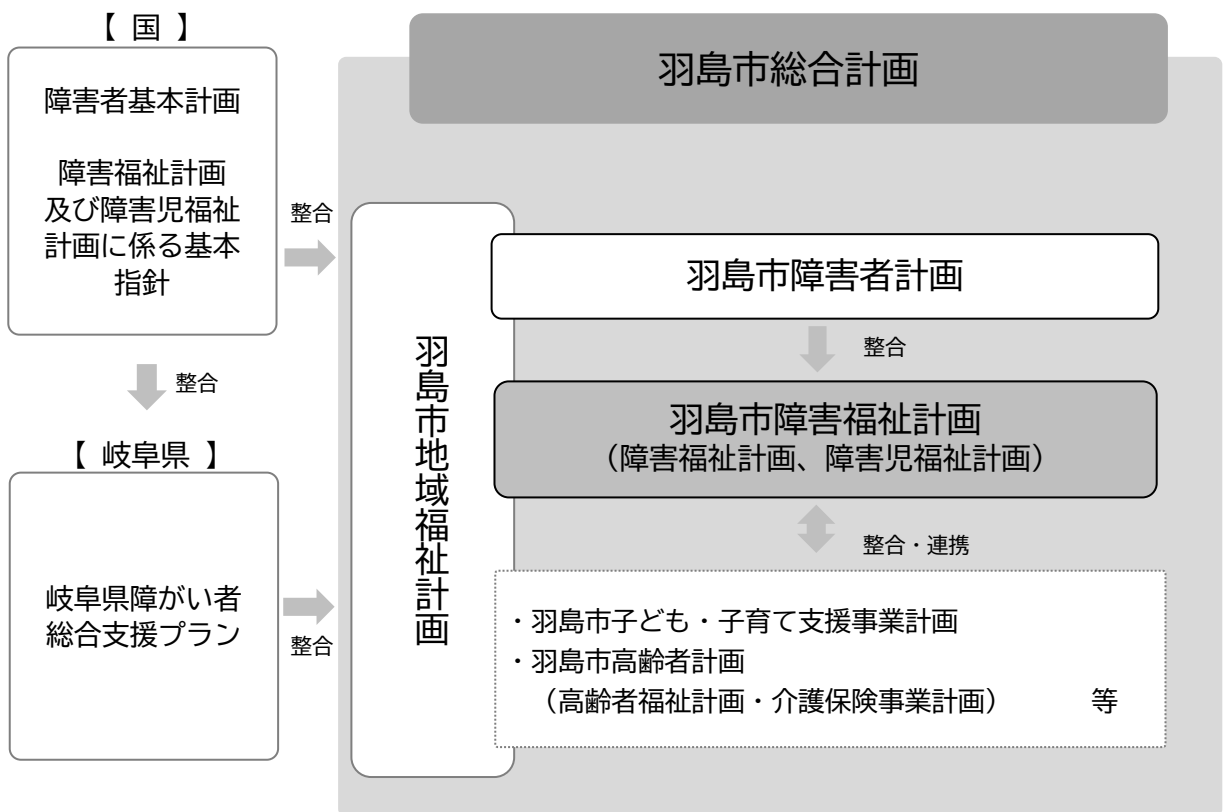
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画 (令和5年度 ～令和9年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	岐阜県障がい者総合支援プラン (令和6年度～令和8年度)		
羽島市	羽島市障害者計画	羽島市障害福祉計画 (第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)	

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】



3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「羽島市総合計画」の将来像や理念を実現させるために、「羽島市地域福祉計画」及び「羽島市子ども・子育て支援事業計画」、並びに岐阜県の「岐阜県障がい者総合支援プラン」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、本市が取り組むべき今後の障害福祉サービスなどの施策の基本方向を定めるものです。



4 計画の期間

「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」は、前期計画（令和3年3月策定）の検証・評価を踏まえて必要な見直しを行い、サービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標値や令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込み量を設定します。

計画期間は、ともに令和6年度から令和8年度の3年間とします。

また、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある方のニーズに対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成30年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
羽島市障害者計画						羽島市障害者計画					
障害福祉計画 (第5期)			障害福祉計画 (第6期)			障害福祉計画 (第7期)					
障害児福祉計画 (第1期)			障害児福祉計画 (第2期)			障害児福祉計画 (第3期)					

5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際的目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の目標が定められています。

本計画の推進にあたっては、SDGsの趣旨を踏まえて取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター

1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けた国の基本指針

障がい者等の自立支援や地域共生社会の実現に向け、課題となる「入所施設から地域生活への移行」や「福祉施設から一般就労への移行」、「障害福祉人材の確保」、「障害者の社会参加を支える取組」などを促進するため、国の基本指針に基づき、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定します。基本指針の内容は、以下のとおりです。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、

障害福祉サービスの活用が促されるようにする。また、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自

治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和三年四月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- (一)属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (二)(一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (三)ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

（６）障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

（７）障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の

多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

国においては、障害福祉サービスの提供体制の確保に当たり、1の基本指針を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行うこととしています。

本市においても、これらの考え方を踏まえて、計画の推進に取り組みます。

(1) 必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障する。

(2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスを保障する。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、共同生活援助や自立生活援助等も含め、重度障害者や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進することにより地域移行が図られる精神障害者についての必要なサービス量を見込む等、適切に管内の支援に係るニーズの把握に努める必要がある。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、基本指針1の3「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」に掲げる体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図る。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点等とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要がある。

また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保している必要がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障害を有する障害者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながない在宅の者を把握することが重要である。

高次脳機能障害を有する障害者については、障害支援区分認定調査等に加

え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要である。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

国においては、相談支援の提供体制の確保に当たり、1の基本指針を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行うこととしています。

本市においても、これらの考え方を踏まえて、計画の推進に取り組みます。

(1) 相談支援体制の充実・強化

障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。また、相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要である。

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要である。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。

市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図る必要がある。また、市町村は、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要である。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組みが構築されてきているが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、障害者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。この検討に当たっては、1の4(→)に掲げる事業を実施する場合には、相談支援体制整備の経緯

を踏まえつつ、双方の取組の有機的な連携を図ることに留意する等、相談支援体制の再構築を検討することが必要である。

なお、基幹相談支援センターを委託により運営する場合や、1の4(一)に掲げる事業を委託により実施する場合にあっても、市町村は委託先と十分に連携して主体的に相談支援体制の整備に向けて取り組む必要がある。

精神障害者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要である。また、市町村が体制整備に取り組む際には都道府県による協力や支援が求められるため、都道府県と市町村は日頃から相談支援業務に関して連携することが必要である。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障害者支援施設等、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障害者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要がある。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要である。

(3) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期

かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

(4) 協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県又は市町村が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。

令和4年障害者総合支援法等改正法により、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備の取組を着実に進めていくため、令和6年4月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなった。

上記を踏まえ、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要である。さらに、障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会との連携に努めることが求められる。また、都道府県と市町村が設置する協議会が相互に連携し、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等も必要である。

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

国においては、障害児支援の提供体制の確保に当たり、1の基本指針を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行うこととしています。

本市においても、これらの考え方を踏まえて、計画の推進に取り組みます。

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。

児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。

- (一)幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- (二)地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- (三)地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- (四)地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

地域における支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画することもの専門部会を協議会の下に設置し、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていくことが重要である。

また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要がある。その際、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うこと等、施設が地域に開かれた

ものとする必要がある。加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要がある。

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があるとともに、安全の確保を図るための取組を進める必要がある。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。併せて、市町村に設置されるこども家庭センターと連携した支援体制を構築していくことも必要である。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要である。

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある。

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められている。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要である。

(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(一)重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズが多様化している状況を踏まえ、協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要である。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護

ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。

このため、コーディネーターについては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

(二)強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障害を有する障害児のニーズ把握に当たっては、管内の特別支援学校や障害福祉サービス事業者等とも連携して特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。高次脳機能障害を有する障害児については、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

(三)虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備

虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模なグルー

プによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。

（５）障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。なお、児童発達支援センターには、「気づき」の段階を含めた地域の多様な障害児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められているところ、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることが重要である。

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における成果目標と実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後、グループホーム、一般住宅に移行する人の数を見込み、その上で令和5年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定しました。

令和元年度末の施設入所者数47人のうち、3人(6.3%)が地域での生活に移行するという目標設定に対し、実績(見込み)は4人となりました。また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末施設入所者47人から1人(2.1%)を削減するという目標設定に対し、実績(見込み)は1人増となりました。

福祉施設入所者の地域生活への移行

基準年度	項目	基準値	考え方
令和元年度末	施設入所者数	47人	令和元年度末の施設入所者数

目標年度	項目	目標値	実績	考え方
令和5年度	地域生活移行者数	3人 (6.3%)	4人 (見込み)	令和元年度末時点の施設入所者数47人のうち、令和5年度末において6%(2.82人)以上の人を地域生活に移行する。
	削減数	1人 (2.1%)	-1人 (見込み)	令和5年度末段階での削減数

国の基本指針

1. 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

「羽島市障害者総合支援協議会」において、保健、医療、福祉関係者による協議の場が設置されており、精神障がいを含め地域における障がい者を支援するに際し、関係団体・機関が課題の認識を共有し、相互の連携強化を図っています。

関係者による協議については、広い範囲では岐阜保健所管内市町において、警察、保健、医療、福祉関係者が会して事例検討等を行い課題の共有と連携強化を図っています。狭い範囲では、個々のケース会議において、本人が地域で生活するにあたって、関係者の役割等を共有するとともに、協同した支援を行っています。

取組事項	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催数	1回	0回	1回	0回	1回	0回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	0回	1回	0回	1回	0回

※ 令和5年度の実績は見込み

国の基本指針

1. 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数は、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
2. 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数は、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

② 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数

本市では精神障がい者の人数が増加傾向にあり、特に共同生活援助のニーズは高まっています。共同生活援助の利用者数について、令和5年度に7人という目標設定に対し、実績（見込み）は13人となっています。

取組事項	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
精神障がい者の地域移行支援（利用者数）	1人	2人	1人	1人	2人	1人
精神障がい者の地域定着支援（利用者数）	1人	0人	1人	0人	2人	0人
精神障がい者の共同生活援助（利用者数）	5人	8人	6人	15人	7人	13人
精神障がい者の自立生活援助（利用者数）	0人	0人	0人	0人	1人	0人

※ 令和5年度の実績は見込み

国の基本指針

1. 精神障害者の地域移行支援は、現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
2. 精神障害者の地域定着支援は、現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
3. 精神障害者の共同生活援助は、現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
4. 精神障害者の自立生活援助は、現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等が有する機能の検証・検討をするにあたって、令和4年度羽島市障害者総合支援協議会において、その方法について検討しました。

取組事項	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
地域生活支援拠点等が有する機能の検証・検討回数	1回	0回	1回	1回	1回	1回

※ 令和5年度の実績は見込み

国の基本指針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者から一般就労への移行する人については令和5年度中に一般就労に7人移行するという目標設定に対し、実績（見込み）は5人となっています。

福祉施設から一般就労への移行

基準年度	項目	基準値	考え方
令和元年度末	一般就労移行者数	4人	福祉施設を退所して令和元年度に一般就労した人数

目標年度	項目	目標値	実績	考え方
令和5年度末	一般就労移行者数	7人 (1.75倍)	5人 (見込み)	福祉施設を退所して令和5年度に一般就労する人数
	就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人	2人 (見込み)	就労移行支援事業を利用して令和5年度に一般就労する人数
	就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	3人 (見込み)	就労継続支援A型事業を利用して令和5年度に一般就労する人数
	就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	0人 (見込み)	就労継続支援B型事業を利用して令和5年度に一般就労する人数

国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するこ

とが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

② 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の5人のうち、就労定着支援事業の利用者の実績（見込み）は0人となっています。

国の基本指針

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

③ 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標としましたが、市内に就労定着支援事業所が無い状況です。

なお、令和5年度の就労定着支援事業の利用者の実績（見込み）は5人となっています。

国の基本指針

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障がい児支援に関する成果目標が3項目示されています。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

市内に児童発達支援センターが設置されています。また、保育所等訪問支援については、圏域内や近隣の事業所を利用することにより、サービス利用ができる体制となっています。

国の基本指針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

圏域内及び近隣の事業所において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用できる体制が整備されています。

国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

「羽島市障害者総合支援協議会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置しています。また、コーディネーターについては、市役所内に下表のとおり配置しており、市内相談支援事業所においても研修を修了した相談支援専門員が配置されています。

取組事項	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1人	1人	1人	1人	1人	1人

※ 令和5年度の実績は見込み

国の基本指針

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターや委託相談支援事業により、総合的・専門的な相談支援体制の確保をしています。また、地域の相談支援事業者の人材育成の支援や地域の相談機関との連携強化の取組として、羽島市障害者総合支援協議会の相談支援部会を中心としながら、相談支援体制の充実・強化を図っています。

取組事項	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
○総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	有	有	有
○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件	5件	5件	2件	5件	2件
○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数						
相談支援事業所や相談支援専門員に助言を行う等の支援者支援の回数	1回	2回	1回	3回	1回	3回
相談支援業務やサービス等利用計画について検討や検証を行う協議の場の実施回数	2回	5回	2回	10回	2回	7回
地域の相談支援事業所を対象として実施する研修会の実施回数	2回	1回	2回	0回	2回	3回
○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数						
地域の相談支援機関との連絡調整や連携促進のための会議等の開催回数	1回	10回	1回	10回	1回	10回
地域の相談機関との連携強化のために行う協議会やその部会、運営会議等の開催回数	5回	10回	5回	11回	5回	11回
地域の相談機関との連携強化のために行うその他の取組の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

※ 令和5年度の実績は見込み

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。総合的・専門的な相談支援の項目では障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築

県等が実施する研修や情報共有の場に市職員が積極的に参加しています。また、事業者に対しても、各種研修の案内をするなど障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を行っています。障害者自立支援審査支払いに係る事務については、エラー等の内容を事業者を確認し、留意事項や必要な訂正を指導しています。

取組事項	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	4人	3人	4人	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	5回	1回	5回	0回	5回	0回

※ 令和5年度の実績は見込み

国の基本指針

令和5年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

別表第一の十

項目	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

(8) 発達障がいのある人及びその家族等に対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期療育には、発達障がいのある人及びその家族等への支援が大切です。保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等による支援が重要になっています。

本市が主体となって、ペアレントトレーニング等の支援は行っていませんが、市内の障害児通所支援事業所においては、ペアレントトレーニングが実施されているため、事業所等に対して研修等の情報を提供し、家庭支援の基盤整備を進めています。

取組事項	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	0人	8人	0人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人	0人	2人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	10人	0人	15人	0人	20人	0人

※ 令和5年度の実績は見込み

2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基準年度	項目	基準値	考え方
令和4年度末	施設入所者数	49人	令和4年度末の施設入所者数

目標年度	項目	目標値	考え方
令和8年度末	地域生活移行者数	3人 (6%)	令和4年度末時点の施設入所者数49人のうち、令和8年度末において6%(2.94人)以上の人を地域生活に移行する。
	削減数	3人	令和8年度末段階での削減数(令和4年度末の5%以上削減)

国の基本指針

1. 令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
3. 当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定

本市では「羽島市障害者総合支援協議会」において保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設けています。保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び評価の実施回数は令和6年度以降、各年度1回を見込んでおり、本協議の場への関係者の参加者数は、下記のとおり見込みました。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数			
保健関係者	1人	1人	1人
医療機関	精神科	1人	1人
	精神科以外	0人	0人
福祉関係者	1人	1人	1人
介護関係者	1人	1人	1人
当事者	1人	1人	1人
家族等	1人	1人	1人

国の基本指針

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数について、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込みを設定する。

2. 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数について、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
3. 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数について、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

② 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練の利用者数

本市では精神障がい者の人数が増加傾向にあり、特に共同生活援助に対するニーズの高まりが見込まれることからグループホーム等の社会資源の拡充、個別の生活支援の強化に努めます。

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援 (利用者数)	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援 (利用者数)	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助 (利用者数)	15人	17人	20人
精神障がい者の自立生活援助 (利用者数)	0人	0人	1人
精神障がい者の自立訓練 (利用者数)	1人	1人	2人

国の基本指針

1. 精神障害者の地域移行支援は、現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
2. 精神障害者の地域定着支援は、現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

3. 精神障害者の共同生活援助は、現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
4. 精神障害者の自立訓練は、現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
5. 精神障害者の自立生活援助は、現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等については、年1回以上運用状況を検証及び検討するとともに、1名以上のコーディネーターの配置を検討します。また、強度行動障害を有する障がい者の支援については、令和8年度末までに支援体制の整備を検討します。

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等が有する機能の検証・検討回数	1回	1回	1回
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備	無	無	有

国の基本指針

地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討することを基本とする。

強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

市内に就労移行支援事業所はありませんが、事業所が設置された場合には、令和8年度の当該事業所における利用終了者に占める一般就労への移行者の割合を5割以上とすることを目標とします。

福祉施設から一般就労への移行

基準年度	項目	基準値	考え方
令和3年度末	一般就労移行者数	7人	福祉施設を退所して令和3年度に一般就労した人数

目標年度	項目	目標値	考え方
令和8年度末	一般就労移行者数	11人 (1.57倍)	福祉施設を退所して令和8年度に一般就労する人数
	就労移行支援事業の一般就労移行者数	3人 (1.50倍)	就労移行支援事業を利用して令和8年度に一般就労する人数
	就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	6人 (1.50倍)	就労継続支援A型事業を利用して令和8年度に一般就労する人数
	就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	2人 (2.00倍)	就労継続支援B型事業を利用して令和8年度に一般就労する人数

国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的

であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

② 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度における就労定着支援事業を利用する人が、5人となること目標とします。

基準年度	項目	基準値	考え方
令和3年度末	就労定着支援事業の利用者数	3人	令和3年度末実績の就労定着支援事業の利用者数

目標年度	項目	目標値	考え方
令和8年度末	就労定着支援事業の利用者数	5人 (1.67倍)	就労定着支援事業を利用する人数

国の基本指針

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

③ 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。

国の基本指針

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進

市内及び圏域に設置されている児童発達支援センターによる重層的な地域支援体制を継続します。また、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築を図ります。

国の基本指針

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

令和8年度末までに、全市町村において障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築することを基本とする。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

圏域内及び近隣の事業所において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用できる体制の継続を図ります。

国の基本指針

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を継続していきます。

取組事項	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1人	1人	1人

国の基本指針

令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援機関等との連携を強化するとともに、相談支援従事者の人材育成を図ります。目標を達成するために次の取組を実施します。

取組事項	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10件	10件	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10回	10回	10回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	7回	7回	7回
主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	0人
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等			
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	7回	7回	7回
参加事業者・機関数	7事業者・ 機関	7事業者・ 機関	7事業者・ 機関
専門部会の設置数	1つ	1つ	1つ
専門部会の実施回数	11回	11回	11回

国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする

別表第一の九

取組事項	考え方
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県等が実施する研修や情報共有の場に市職員が積極的に参加します。また、県等が行う事業者に対する指導監査等の結果を共有し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制構築を図ります。目標を達成するために次の取組を実施します。

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	1回	1回	1回

国の基本指針

令和8年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

別表第一の十

取組事項	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

(8) 発達障がいのある人及びその家族等に対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期療育には、発達障がいのある人及びその家族等への支援が大切です。保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等による支援が重要になっています。

本市では、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制の構築に向け、下記のとおり見込みました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	8人
ペアレントメンターの人数	0人	1人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	10人	15人	20人

※1：ペアレントトレーニングやペアレントプログラム
保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムを開催し、家族支援を行います。

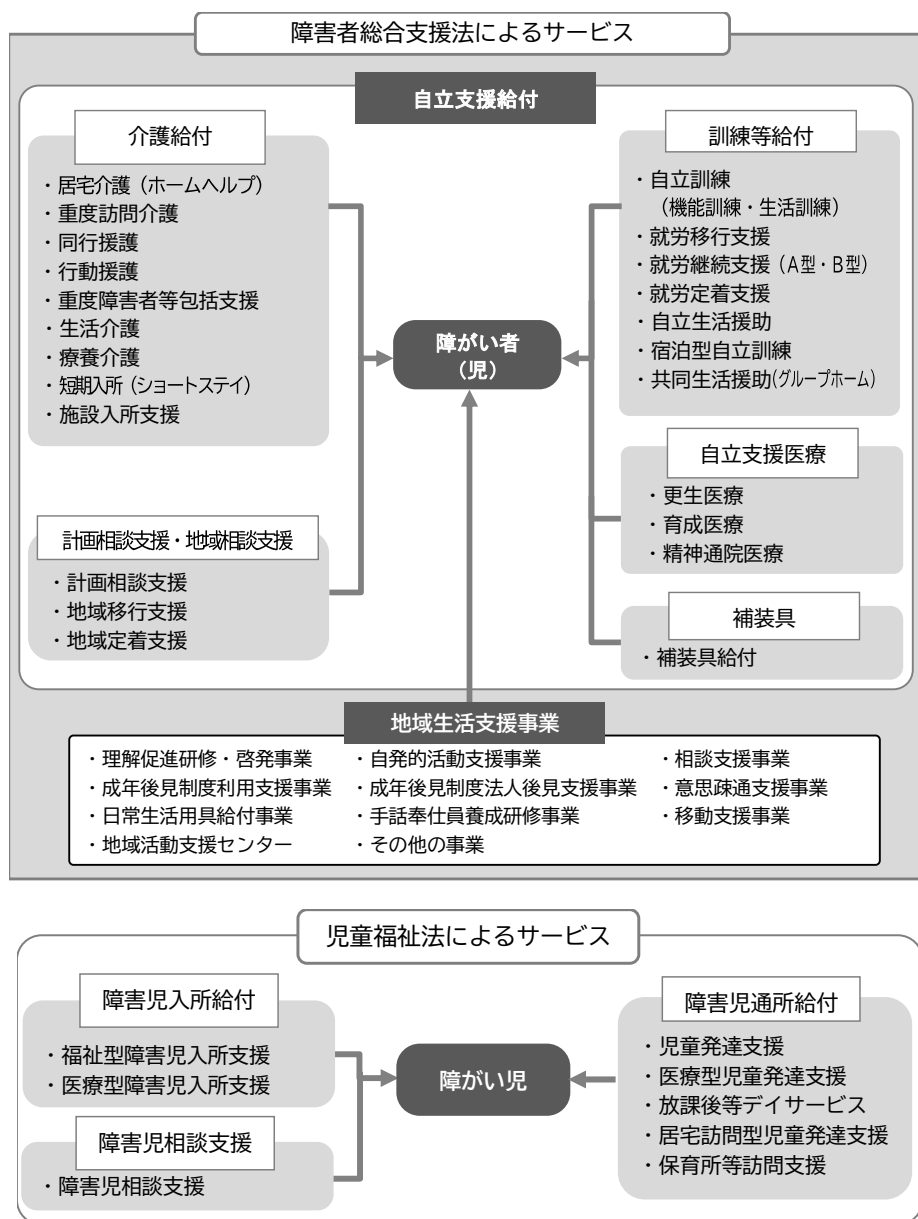
※2：ペアレントメンター
自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

※3：ピアサポート
同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等、同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉です。

障害福祉サービス提供の見込み量と確保の方策

1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。サービス体系は下記のとおりです。



(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービス種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者 (身体・知的・精神) 障がい児 	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等の身体介護や家事援助を行います。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> 重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方 	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に、居宅で食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等 	視覚障がいのある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症、てんかん等のある重度の知的障がい児・者、統合失調症等のある重度の精神障がい者で常時介護を要する人 	自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> A L S (筋萎縮性側索硬化症) 患者などの極めて重度の身体障がい者 強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者 	極めて重度の障がいのある方に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

訪問系サービスの計画と実績 (1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	66	59	60	62	63	64
	時間	768	699	812	834	845	856
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	4	5	5	5	5	5
	時間	21	41	39	38	38	38
行動援護	人	9	10	11	12	13	14
	時間	227	212	252	292	316	340
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

(各年度3月提供実績)

調査結果からみる障害福祉サービスの利用状況等

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は18人、「今後利用したい」と回答された方は34人となっています。
- ・ 行動援護について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は6人、「今後利用したい」と回答された方は20人となっています。
- ・ 同行援護について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は4人、「今後利用したい」と回答された方は20人となっています。
- ・ ヒアリング調査で、「今後の協力・連携」では、他の事業所と連携することが少ないので、集まる場を設けて、現状の課題等を共有できる機会を希望する意見がありました。

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ・ 各サービスで今後利用したいと回答している人が現在利用していると回答している人を大きく上回っていることから、提供体制が確保されていないサービスの確保のために、関係機関や事業者と情報を共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。
- ・ 行動援護については、今後も増加が見込まれることから、ニーズに応じたサービス必要量の確保に努めます。
- ・ 重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、利用実績がないことからサービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。
- ・ サービスを必要とする人の把握に努め、利用希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう積極的な情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービス種別	主な対象者	実施内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分3以上の人（施設に入所する場合は、区分4以上） 	<p>常時の介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。</p>
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な障がい者 	<p>一定期間、地域生活に必要な身体機能の向上を目的とする訓練を行います。</p>
就労選択支援 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者 	<p>就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。</p>
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者 	<p>一定期間、地域生活に必要な生活能力の向上を目的とする訓練を行います。</p>
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳未満で一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる障がい者 	<p>一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上を目的とした訓練、就労支援、職場定着支援を行います。</p>
就労継続支援 (A型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳未満（利用開始時）で就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人 	<p>一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、その他の就職に必要な知識の取得及び能力の向上を目的とした訓練を行います。【雇用型】</p>
就労継続支援 (B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される障がい者で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人、50歳に達している人、企業等の雇用や就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人 	<p>一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識の取得及び能力の向上を目的とした訓練を行います。【非雇用型】</p>

※就労選択支援は、令和7年10月より開始予定。

サービス種別	主な対象者	実施内容
就労定着支援	・就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した障がい者で、就労によって環境が変化したことにより、生活面などに課題が生じている人	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	・入院中かつ常時介護を必要とする障がい者で、ALSなどにより呼吸管理を行っており、障害支援区分が区分6以上の人・筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者で、障害支援区分が区分5以上の人	医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護、日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型)	・障害支援区分が区分1以上である障がい者 ・障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児	居宅で介護する方が病気等の場合に、障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
短期入所 (医療型)	・遷延性意識障害児・者、ALS等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者・重症心身障がい児・者	居宅で介護する方が病気等の場合に、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

日中活動系サービスの計画と実績（1月あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	184	189	193	199	204	209
	時間	3,723	3,873	3,907	3,940	4,039	4,138
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
就労選択 支援	人					3	3
	人日					57	57
自立訓練 (生活訓練)	人	5	3	3	5	5	5
	人日	111	46	57	111	111	111
就労移行 支援	人	12	8	14	15	16	17
	人日	222	149	191	205	219	233
就労継続 支援 (A型)	人	105	104	111	118	125	134
	人日	2,163	2,153	2,286	2,418	2,561	2,745
就労継続 支援 (B型)	人	87	94	107	109	112	119
	人日	1,602	1,843	1,921	1,999	2,112	2,244

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	3	2	4	4	4	5
療養介護	人	5	5	5	5	5	5
短期入所(福祉型)	人	18	17	21	22	23	24
	人日	102	124	140	147	154	161
短期入所(医療型)	人	7	9	11	12	13	14
	人日	19	42	66	72	78	84

(各年度3月提供実績)

※ 人日について「月間の利用者数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算定

調査結果からみる障害福祉サービスの利用状況等

- ・療養介護について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は2人、「今後利用したい」と回答された方は6人となっています。
- ・生活介護について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は32人、「今後利用したい」と回答された方は28人となっています。
- ・短期入所について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は12人、「今後利用したい」と回答された方は26人となっています。
- ・自立訓練について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は6人、「今後利用したい」と回答された方は23人となっています。
- ・就労移行支援について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は1人、「今後利用したい」と回答された方は15人となっています。
- ・就労継続支援（A型）について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は26人、「今後利用したい」と回答された方は24人となっています。
- ・就労継続支援（B型）について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は27人、「今後利用したい」と回答された方は28人となっています。
- ・ヒアリング調査で、就労継続支援（A型・B型）について、「今後の協力・連携」では、他の事業所と農福連携に向け、地域の農家と関わりを持ちたいが、接点がないという意見がありました。

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ・ 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、より幅広く多くのサービス提供事業者の参入を促進していきます。
- ・ 就労移行支援事業や就労継続支援事業については、地域の関係機関や団体と連携しながら雇用促進に努めるとともに、就労定着支援に対する事業所の参入を促進します。
- ・ 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の利用者ニーズに応じて、必要な情報提供を行います。
- ・ 特別支援学校及び関係機関等と連携を図り、対象者に対して十分な情報を提供できるよう努め、就労選択支援に関する理解の促進を図ります。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
自立生活援助	・ 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する人	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方に一定期間、定期的な巡回訪問等を行い、課題解決に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	・ 障がい者（身体・知的・精神）で、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等を利用している人 ・ 介護を必要とせず、就労している人	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上で必要性が認定されている援助を行います。
施設入所支援	・ 介護を必要とする障がい者（身体・知的・精神）で、障害支援区分が区分4以上の人	夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

居住系サービスの計画と実績（1月あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
共同生活援助	人	56	67	76	91	107	125
施設入所支援	人	50	49	50	49	48	46

（各年度3月提供実績）

調査結果からみる障害福祉サービスの利用状況等

- ・ 共同生活援助について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は13人、「今後利用したい」と回答された方は8人となっています。
- ・ 施設入所支援について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は17人、「今後利用したい」と回答された方は30人となっています。
- ・ ヒアリング調査で、共同生活援助や短期入所について、「サービスの問題点」では、一時保護などの緊急時の受入体制や高齢の入居者の介護保険への移行に課題を感じるという意見がありました。

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ・ 今後もサービス提供体制確保のために、関係機関や事業者と情報を共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。
- ・ 入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、グループホーム等の社会資源の拡充、個別の生活支援の強化に努めます。
- ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を入れるなど、事業運営の透明性を高め、質の確保を図ります。
- ・ 日中サービス支援型共同生活援助については、サービスの質の確保を図る観点から、総合支援協議会における報告や、評価、要望、助言を行い、地域に開かれたサービスとすることにより、地域での支援体制の強化と充実に努めます。
- ・ 施設入所支援については、サービスを必要とする人が利用できるように、事業所と連携を図りながら、利用者ニーズに応じて、必要な情報提供を行います。
- ・ 施設入所から地域生活への移行については、意思決定支援を行いつつ必要なサービス提供体制の整備に努めます。

(4) 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請の際、利用者の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を踏まえてサービス等利用計画案を作成します。支給決定後はサービス事業者等と連絡調整を行い、計画を作成します。また、継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。
地域移行支援	18歳以上の障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者等に、地域生活への移行のための活動に関する相談や外出時の同行支援、住居確保等を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしをしている障がいのある方等を対象に、常時支援するための連絡体制を整備します。

相談支援サービスの計画と実績（1月あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	139	148	152	156	159	163
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

(各年度3月提供実績)

調査結果からみる障害福祉サービスの利用状況等

- ・ ヒアリング調査で、「今後の協力・連携」では、個別での連携だけでなく、行政も含めた高齢分野、医療分野、保育・教育分野などが関係機関との連携体制の構築が必要という意見がありました。

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ・ 利用計画は障害福祉サービスの支給決定に必要です。羽島市障害者総合支援協議会の相談支援部会等において、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の連携を強化し、相談支援専門員のスキルアップを図ります。
- ・ 障がい種別にかかわらず対応できる幅広い専門知識を備えた相談支援専門員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会への積極的な参加促進を図ります。
- ・ 計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能の強化に努めるとともに、地域生活への移行者や計画相談支援が必要な人を把握し、サービス利用の促進に努めます。

地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

地域生活支援事業は、障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

地域生活支援事業には、市の必須事業として位置づけられているものと、市の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための啓発活動の実施や、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ります。

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み		見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(2) 相談支援事業

障がいのある方やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供等の支援を行うとともに、虐待防止や権利擁護のための援助を行います。また、羽島市障害者総合支援協議会の運営を行い、地域の相談支援体制やネットワークを構築します。さらに、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター等の機能の強化を行います。

相談支援事業の見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	0	0	0	0	0	1

(3) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある方又は精神障がいのある方で、補助を受けなければその利用が困難な方に対して費用の助成を行います。成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

成年後見制度利用支援事業の見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	0	1	1	2

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣を行います。また、手話通訳等の人材を育成するために研修を開催します。

意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業の見込み（1年あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	回	65	102	149	163	178	189
要約筆記派遣事業	件	0	0	0	0	8	8
手話奉仕員養成講座	人	13	13	11	12	12	12

(5) 日常生活用具給付等事業

障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

日常生活用具給付等事業の見込み（1年あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	1	3	4	6	6	6
自立生活支援用具	件	6	8	10	15	20	20
在宅療養等支援用具	件	14	17	20	23	25	25
情報・意思疎通支援用具	件	3	6	8	10	12	14
排せつ管理支援用具	件	1,685	1,864	1,980	2,100	2,220	2,340
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	2	3	3	3

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出の際の移動支援を行います。

移動支援事業の見込み（1年あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	104	98	101	119	134	148
	時間	6,786	8,082	8,139	8,568	8,997	9,445

(7) 地域活動支援センター事業

障がいのある方が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等を行います。

地域活動支援センター事業の見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	5	5	4	4	4	4

調査結果からみる障害福祉サービスの利用状況等

- ・ 相談支援事業について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は27人、「今後利用したい」と回答された方は37人となっています。
- ・ 意思疎通支援事業について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は1人、「今後利用したい」と回答された方は4人となっています。
- ・ 移動支援事業について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は21人、「今後利用したい」と回答された方は25人となっています。
- ・ 地域活動支援センター事業について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は3人、「今後利用したい」と回答された方は6人となっています。

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ・ 羽島市障害者総合支援協議会にて、情報の共有、困難事例の対応検討会などを行い、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。
- ・ 今後もサービス提供体制の確保を図り、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。
- ・ 障がいのある方の社会参加や自立を図るため、多様なニーズに沿った事業展開を引き続き促進していきます。
- ・ 相談支援機能の強化を図るとともに、地域活動支援センターについては、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービス事業の見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	か所	1	1	2	2	2	3
	人	4	4	5	5	6	7

(2) 日中一時支援事業

障がいのある方を日常的に介護している家族が一時的な休息をとれるように、障がいのある方の日中における活動の場を確保します。

日中一時支援事業の見込み（1月あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	か所	4	5	5	5	5	5
	人	11	9	10	12	13	13

(3) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な方に対し、点訳、音訳その他障がいのある方にわかりやすい方法により、市の広報等、障がいのある方が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。

点字・声の広報等発行事業の見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行事業	か所	1	1	1	1	1	1

(4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい及び知的障がいのある方に対し、普通自動車の免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。また、身体障がいのある方で免許の条件が付されている方に対し、自己が所有する自動車の操行装置等を改造する費用の一部を助成します。

自動車運転免許取得・改造助成事業の見込み（1年あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	4	7	9	8	8	9

調査結果からみる障害福祉サービスの利用状況等

- ・ 訪問入浴サービス事業について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は5人、「今後利用したい」と回答された方は7人となっています。

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ・ サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めるとともに、サービス提供体制の確保を図り、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

障害児福祉サービス提供の見込み量と確保の方策

1 障害児通所支援（児童福祉法に基づくサービス）

障害児通所支援には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
児童発達支援	・就学前の障がい児	児童発達支援センター・児童発達支援事業所において、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
医療型 児童発達支援 ※	・上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある児童	医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	・就学している障がい児	放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等を実施するとともに、居場所づくりも行います。
保育所等 訪問支援	・保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障がい児施設で指導経験のある児童指導員・保育士等が保育所等を訪問し、障がい児本人と訪問施設のスタッフに対して、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	・重症心身障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

※医療型児童発達支援は、令和6年度より児童発達支援に統合。

障害児通所支援の見込み（1月あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	147	150	160	178	191	204
	人日	1,070	1,082	1,089	1,141	1,224	1,305
医療型児童発達支援	人	2	5	7			
	人日	9	28	37			
放課後等デイサービス	人	191	232	241	274	298	324
	人日	2,452	2,933	3,101	3,571	3,883	4,222
保育所等訪問支援	人	2	0	0	0	0	0
	人日	3	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1	1	1	1
	人日	10	10	10	10	10	10

（各年度3月提供実績）

※ 人日について「月間の利用者数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算定

2 障害児相談支援（利用援助・モニタリング）

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成する障害児支援利用援助と、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整等を図る継続障害児支援利用援助を行います。

障害児相談支援の見込み（1月あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	135	139	149	160	172	184

（各年度3月提供実績）

3 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障がい児の受入体制の整備に努めます。

保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れに関する見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所・認定こども園	人	33	33	33	33	33	33
放課後児童健全育成事業	人	0	0	0	5	5	5
西部幼稚園 (参考)	人	21	20	18	14	15	15

(各年度3月提供実績)

調査結果からみる障害福祉サービスの利用状況等

- ・ 児童発達支援について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は23人、「今後利用したい」と回答された方は10人となっています。また、「現在の利用日数と同じ程度利用したい」と回答された方は19人、「現在の利用日数を増やしたい」と回答された方は2人となっています。
- ・ 放課後等デイサービスについて、アンケートで「現在利用している」と回答された方は43人、「今後利用したい」と回答された方は29人となっています。また、「現在の利用日数と同じ程度利用したい」と回答された方は34人、「現在の利用日数を増やしたい」と回答された方は8人となっています。
- ・ 保育所訪問支援について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は0人、「今後利用したい」と回答された方は2人となっています。
- ・ 医療型児童発達支援について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は3人、「今後利用したい」と回答された方は4人となっています。

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ・ 児童発達支援については、今後も利用者数の増加が見込まれることから、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進し、サービス提供体制の確保を図るとともに、「児童発達支援ガイドライン」の周知について、関係機関と協力していきます。
- ・ 放課後等デイサービスについては、今後も利用者数の増加が見込まれることから、サービス提供体制の確保を図るとともに、「放課後等デイサービスガイドライン」の周知について、関係機関と協力していきます。
- ・ 保育所等訪問支援については、本市にサービス事業所がないため、事業所の施設整備などを支援していきます。
- ・ 医療型児童発達支援については、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。
- ・ 近隣市町、関係機関と連携を図り、サービス供給量の確保に努めます。
- ・ 障害児相談支援については、利用ニーズを把握するとともに、他のサービスも組み込んだ障がい児本人のための支援計画を作成することにより、適切なサービス提供に努めます。

1 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

近年、障がい福祉の施策においては制度改正が多く、利用者が内容を把握しきれていない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが重要です。

そのため、広報紙や各種パンフレット、ホームページなどの様々な広報媒体を活用し、制度の周知を行い、障がいに応じた適切な情報提供と円滑なサービス提供を行います。

また、地域住民の障がいに対する理解を深めるために本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを認め、地域住民同士が支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

2 関係機関等の連携

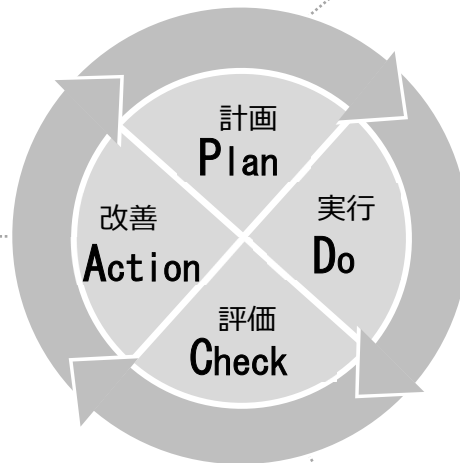
障がい者関連団体やボランティア・事業所・社会福祉協議会などの関係団体及び地域住民との協働を進め、各種事業の推進を図ります。

3 計画の評価・進捗管理

本計画の推進のため、各種施策やサービス提供の状況等について、年1回、点検・評価し、評価結果の公表を行い、次年度以降の施策・事業の実施に反映していく、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を進めます。

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、サービスの見込量の設定やその他確保のための方策等を定める。

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認められるときは、計画の変更や事業の見直し等を実施する。



計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間報告として分析・評価を行う。
中間評価の際には、羽島市障害者総合支援協議会等の意見・提案を受ける。
活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。

第7期羽島市障害福祉計画・第3期羽島市障害児福祉計画

令和6年3月発行

編集・発行

羽島市健幸福祉部福祉課

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

TEL : 058-(392)-1111

FAX : 058-(394)-0025